

# ゼロエネルギー住宅等整備促進事業補助金

鹿児島市では、再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー設備等により、エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の整備を促進するため、住宅用太陽光発電システムとHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）、リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池の設置に対して補助することにより、住宅の省エネ化を促進し、暮らしの低炭素化を推進します。

最大43万円の補助金

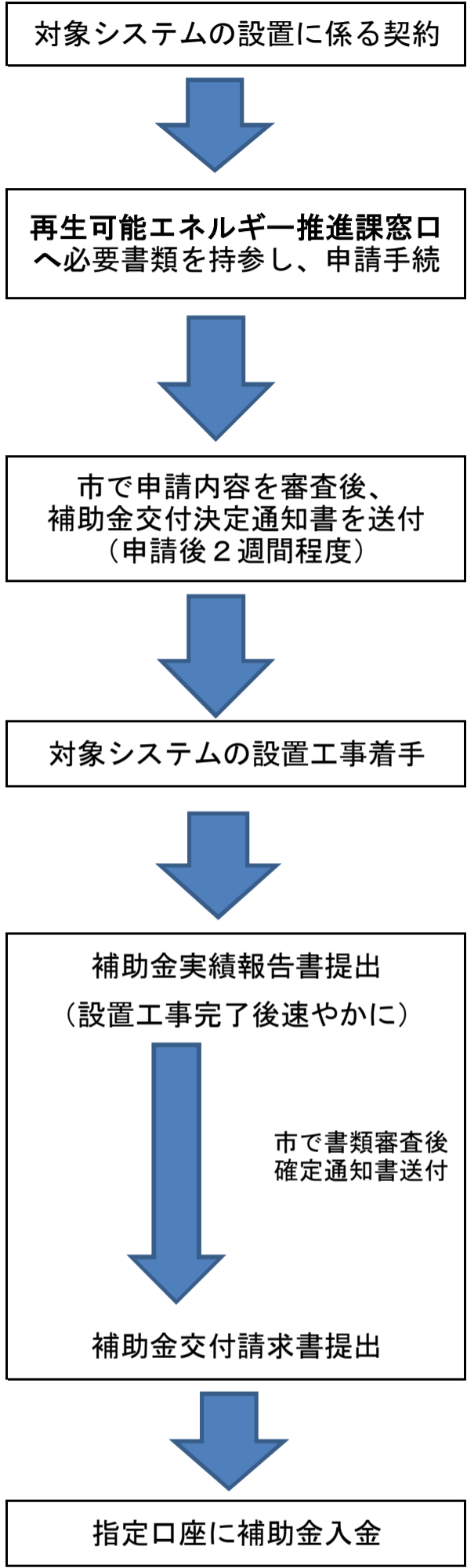


■対象システムの補助金額及び補助対象経費

対象システム	補助金額（注5）	補助対象経費（注6）
住宅用太陽光発電システム		
個人住宅（注1）	20千円/kW 上限200千円（10kW未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽電池モジュール</li> <li>・ 架台</li> <li>・ パワーコンディショナ</li> <li>・ 付属品（接続箱等）</li> <li>・ 工事費</li> </ul> 
共同住宅（注2） 環境管理事業所（注2）	28千円/kW 上限280千円（10kW未満）	
HEMS（注3）	30千円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計測装置 （電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等）</li> <li>・ 通信装置 （ゲートウェイ装置等）</li> <li>・ 制御装置 （機器の制御に係るコントローラ等）</li> <li>・ モニタ装置（独自端末）</li> </ul> 
リチウムイオン蓄電池 （注4）	100千円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リチウムイオン蓄電池部</li> <li>・ 電力変換装置 （インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）</li> <li>・ 付属機器 （独自モニタ等）</li> <li>・ 工事費</li> </ul> 
家庭用燃料電池 （注4）	100千円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池ユニット本体</li> <li>・ 貯湯ユニット本体</li> <li>・ 付属品（独自モニタ等）</li> <li>・ 工事費</li> </ul> 

（注1） HEMSと同時に新設する場合があります。  
 （注2） 住宅用太陽光発電システムのみを設置を可とします。  
 （注3） 住宅用太陽光発電システムと同時に新設する場合があります。  
 （注4） 住宅用太陽光発電システムとHEMSを同時に新設する場合があります。  
 （注5） 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。  
 （注6） 消費税及び地方消費税は補助対象経費としません。

■補助金交付までの流れ



**【申請手続きに必要な書類等：別表1】**  
 ※申請期間：平成31年4月15日から令和2年2月28日まで  
 ※申請順に受付を行い、予算に到達したら申請受付は終了します。  
 ※支所での申請、郵送での申請はできません。

**※設置工事着手についての注意事項**  
 ・市から送付する補助金交付決定通知書を受領する前に設置工事に着手しないでください。  
 ・補助金の交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

**【実績報告手続きに必要な書類等：別表2】**  
 ※提出期限：①、②のいずれか早い方の日  
 ①工事完了日から60日以内  
 ②令和2年2月28日  
 期限までに提出されないと補助金は交付されませんのでご注意ください。  
 ※実績報告書・請求書の提出は郵送でもできます。

太陽光発電でつくった電気を買って取ってくれる制度があるの？

固定価格買取制度ですね。余った電気を電力会社が買って取ってくれますよ。

どのくらい電気代が安くなるの？

ご家庭によって発電量や電気の使用料などが違いますから、販売店などでシミュレーションをしてもらった方がいいですよ。

家計だけでなく地球にも優しい太陽光発電を設置しませんか。

■別表 1：申請手続きに必要な書類

○：提出が必要

	住宅用太陽光 発電システム	H E M S	リチウムイオン蓄電池	家庭用燃料電池
1 申請書（様式第 1 又は様式第 2）	○	○	○	○
2 建物の現況のカラー写真 （建物全体、対象システム設置部分）	○	○	○	○
3 工事・売買契約書の写し（注 1）	○	○	○	○
4 設置計画図 （対象システムの配置が分かる図面）	○	○	○	○
5 仕様が判別できるカタログ仕様書等	—	○	○ （注 2）	○ （注 3）
6 【共同住宅に設置する場合】 管理組合の規約の写し（注 4）	○	—	—	—
7 【共同住宅に設置する場合】 管理組合総会で対象システム設置について 議決されたことを示す書類（注 4）	○	—	—	—
8 【環境管理事業所に設置する場合】 環境管理事業所であることを証明する書類 の写し	○	—	—	—

（注 1）対象システムの金額の記載がない場合は、その金額が分かる見積書の写しも添付すること。

（注 2）一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）ホームページ上の蓄電システム登録済一覧の該当部分を出力・マーカ―して添付すること。

（注 3）一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）ホームページ上の補助対象システムの該当部分を出力・マーカ―して添付すること。

（注 4）賃貸の共同住宅の場合は不要

■別表 2：実績報告手続きに必要な書類等

○：提出が必要

	住宅用太陽光 発電システム	H E M S	リチウムイオン蓄電池	家庭用燃料電池
1 補助金実績報告書（様式第 7 又は様式第 8）	○	○	○	○
2 発行日から 3 か月以内の建物の登記簿謄本 （※原本 ※ホッチキス留めはそのまま）	○	○	○	○
3 発行日から 3 か月以内のマイナンバーの記 載がない住民票（注 1） （※原本 ※ホッチキス留めはそのまま）	○	○	○	○
4 引渡証明書（注 2）	○	○	○	○
5 建物の現況のカラー写真 （建物全体、対象システム設置部分、 パワーコンディショナ銘板）	○	○ （注 3）	○	○
6 対象システム設置に係る領収書の写し 又はこれに代わる書類の写し	○	○	○	○
7 対象システム設置に係る領収書内訳	○	○	○	○
8 設置場所付近の地図（①と②） ①近くの目標物も入った行き道が分かる図 ②当該住宅が分かる図	○	○	○	○
9 出力対比表の写し （原則メーカー発行のもので公称最大出力 を確認できるもの。）	○	—	—	—
10 保証書の写し （記入欄が全て記載されているもの。）	—	○ （注 4）	○	○

（注 1）申請者本人が居住しない場合は、対象システムを設置した住宅に住民票を有する居住者を確認できる書類をあわせて提出すること。

申請者が管理組合及び環境管理事業所の場合は不要

（注 2）対象システムが設置された住宅を購入する場合に必要

（注 3）(1)設置写真(2)機器が使用され、住宅の電力使用量等が表示されている写真の(1)、(2)両方を添付すること。

（注 4）構成機器名及びその型番を明記している資料の写しも添付すること。

## ■補助対象システムの要件

	対象システム	要件
1	住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力の<u>いずれか小さい方の値が10kW未満</u>であること。</li> <li>・未使用品であること。</li> </ul>
2	HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調、照明等の電力使用量等を個別に計測し、調整する制御機能を有すること。</li> <li>・電力使用量等の「見える化」が図られていること。</li> <li>・一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェースとして搭載していること。</li> <li>・未使用品であること。</li> </ul>
3	リチウムイオン蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施する補助事業の対象機器として平成30年度以降一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの。</li> <li>・未使用品であること。</li> </ul>
4	家庭用燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による補助金の補助対象機器として平成30年度以降指定された機器であること。</li> <li>・未使用品であること。</li> </ul>

- 補助対象者 市税の滞納がなく、鹿児島市内に本社・営業所を有する事業者（申請時に提出する工事・売買契約書で確認）が設置する場合で、以下の表の区分に応じ、右欄に掲げる要件を満たす者。ただし、これまでに同一の対象システムの設置に際し、市から補助金を受けている場合を除く。

区分	要件
個人住宅 （注1）	(1) 自ら所有する住宅に、対象システムを設置する者又は、対象システムが設置された住宅を購入する者（以下「設置者等」という）で実績報告書の提出日において、対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有する者 (2) 設置者等で、実績報告書の提出日において、やむを得ない事由により対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有しない者であって、かつ同日において当該住宅に生計を一にする親族が住民票を有している者 (3) 自ら所有する賃貸住宅に、対象システムを設置する者又は、対象システムが設置された住宅を購入し、賃貸住宅とする者
共同住宅 （注2）	(1) 住宅用太陽光発電システムを設置する共同住宅（分譲）（注3）の管理組合（注4）又は共同住宅（賃貸）の所有者（注5） (2) 住宅用太陽光発電システムが設置された共同住宅（分譲・賃貸）を購入する場合 ①共同住宅（分譲）（注3）の管理組合（注4）（管理組合が設立後の申請を可） ②共同住宅（賃貸）の所有者（注5）
環境管理事業所 （注6）	住宅用太陽光発電システムを自ら所有する建物に自らが使用する目的で設置する環境管理事業所

○鹿児島市内にある建物への設置が対象

（注1）店舗等併用住宅を含む。

賃貸住宅の場合、所有者は鹿児島市民で、対象システムを設置した住宅に住民票を有する居住者がいること。

（注2）共用部分のみでの使用が対象

（注3）一棟の建物に、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条に規定する区分所有者が2人以上居住する住宅

（注4）区分所有法第3条に規定する団体で、総会（複数ある場合は全体総会）の議決が得られていること。

（注5）賃貸住宅の場合、所有者は鹿児島市民で、対象システムを設置した住宅に住民票を有する居住者がいること。

（注6）鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号）第35条に基づき認定を受けている事業所

<問合せ先> 鹿児島市 再生可能エネルギー推進課

住 所：〒892-8677 鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館4階）

電 話：099-216-1479（直通） FAX：099-216-1292

メールアドレス：saiene@city.kagoshima.lg.jp